

【課題番号】 1RB-2502

【研究課題名】 「修理する権利」論：循環経済に向けたイノベーション・市場・環境に関する各制度の役割分担論の構築と研究チーム・ビルディング

【研究期間】 2025年度（令和7年度） ～ 2027年度（令和9年度）

【研究代表者（所属機関）】 橋雄介（福岡工業大学）

#### 研究の全体概要

循環経済（Circular Economy）の観点から、短いサイクルで電化製品等の買い換えを促す商慣行に対して問題意識がもたれている。このような商慣行は、製品の設計、契約及びメーカーの持つ知的財産権を背景にしている。これに対して、米欧では「修理する権利（Right to Repair）」によって電化製品等をより長く使う取り組みが進んでいる。「修理する権利」は「製品が故障して廃棄する前にその製品をどうするかを決める権利」と、ユーザーのエンパワーメントとして定義されているが、関連する法政策は多岐にわたる。米欧は、製品の修理可能性を担保するよう、商慣行、製品の設計、契約及び知的財産権をそれぞれ制限しており、分野横断的な法政策の検討を必要としている。そこで、本研究は「修理する権利」の各法政策の役割を見出すとともに、当該研究を推進する研究チームを構築する。

研究の全体概要図

